

大船渡市地域防災計画

令和 4 年度修正案

令和 5 年 3 月
大船渡市防災会議

大船渡市地域防災計画修正案

(本編/地震・津波災害対策編/原子力災害対策編)

新旧対照表

大船渡市地域防災計画 新旧対照表

目次

本編 第1章 総則	
第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
本編 第2章 災害予防計画	
第1節 防災知識普及計画	2
第5節 通信確保計画	3
第6節 避難対策計画	4
第7節 要配慮者の安全確保計画	7
第11節 建築物等安全確保計画	8
第16節 風水害予防計画	9
第18節 土砂災害予防計画	11
本編 第3章 災害応急対策計画	
第1節 活動体制計画	12
第2節 気象予報・警報等の伝達計画	13
第5節 広報広聴計画	14
第7節 消防活動計画	15
第11節 防災ボランティア活動計画	15
第14節 避難・救出計画	16
第18節 応急仮設住宅の供与等及び応急修理計画	24
第25節 公共土木施設等応急対策計画	24
本編 第4章 災害復旧・復興計画	
第2節 生活の安定確保計画	25
地震・津波災害対策編 第1章 総則	
第6節 地震、津波の想定	27
地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画	
第5節 避難対策計画	27
地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画	
第14節 避難・救出計画	28
原子力災害対策編 第2章 災害予防計画	
第5節 避難対策計画	28
原子力災害対策編 第3章 災害応急対策計画	
第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画	29
第6節 避難・影響回避計画	30
原子力災害対策編 第4章 災害復旧計画	
第3節 健康確保等計画	31

頁	現 計 画	修 正 案
1-1-2	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、<u>勧告</u>、指導、助言等を行う。</p> <p>第2 [略]</p>	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、<u>指示</u>、指導、助言等を行う。</p> <p>第2 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-1</p> <p>1-2-2</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ 県及び市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 平常時における心得</p> <p>① 地域の危険箇所や避難場所、避難道路等を確認する。</p> <p>②～⑦ [略]</p> <p>オ～コ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>4～8 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ 県及び市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で<u>タイミングを逸することなく適切な</u>避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 平常時における心得</p> <p>① 地域の危険箇所や<u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路</u>等を確認する。</p> <p>②～⑦ [略]</p> <p>⑧ <u>広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。</u></p> <p>オ～コ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>県及び市は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。</u></p> <p>4～8 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-10	<p style="text-align: center;">第5節 通信確保計画</p> <p>第1 基本計画</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用が必要である。</u></p> <p>第2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第5節 通信確保計画</p> <p>第1 基本計画</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>効率的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u></p> <p>第2 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-11	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 避難計画</p> <p>○ [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 高齢者等避難(一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるもの)、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法</p> </div> <p>イ～ケ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 避難計画</p> <p>○ [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 高齢者等避難(高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの)、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法</p> </div> <p>イ～ケ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>
1-2-12	<p>○ 市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保(以下「避難指示等」という。)の具体的な発令基準を策定し、市計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</p> <p>○ [略]</p>	<p>○ 市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保(以下本編中「避難指示等」という。)の具体的な発令基準を策定し、市計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</p> <p>○ [略]</p>
1-2-13	<p>○ 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示し</u></p>	<p>○ 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に依</u></p>

て指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言を行うものとする。

2 [略]

3 広域一時滞在

- 市は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内の他市町村への一時的な滞在（以下「県内広域一時滞在」という。）又は他の都道府県への一時的な滞在が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- 市は、県内広域一時滞在の受入れ又は他の都道府県の避難者の一時的な滞在の受入れを想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- [略]
- [略]

[略]	[略]
[略]	[略]

じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

2 [略]

3 広域避難及び広域一時滞在

○ 市町村は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体等との応援協定の締結や具体的な手続、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

- 市は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- 市は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- [略]
- [略]
- 市は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

[略]	[略]
[略]	[略]

○ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場

1-2-14

<p>1-2-16</p>	<p>○ [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第4・第5 [略]</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ 市は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用、講習会、防災訓練の実施などあらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p> <p>[略]</p> <p>第7 [略]</p>	<p><u>合があることを住民等へ周知するよう努める。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。</u></p> <p>○ <u>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることはないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。</u></p> <p>○ <u>市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第4・第5 [略]</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ 市は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用、講習会、防災訓練の実施、<u>ホームページやアプリケーションなど、多様な手段</u>を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p> <p>[略]</p> <p>第7 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-17	<p style="text-align: center;">第7節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者の実態把握</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>2～7 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第7節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p><u>○ 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>○ 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</u></p> <p><u>○ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>○ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>2～7 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-34	<p style="text-align: center;">第16節 風水害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 洪水等による水害を予防するため、河川改修事業、砂防事業、農地防災事業及び治山事業の計画的な実施を促進する。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第16節 風水害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 洪水等による水害を予防するため、<u>県及び市は、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、砂防事業、農地防災事業及び治山事業の計画的な実施を促進する。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>○ <u>市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>県及び市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u></p> <p>○ <u>市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u></p> <p>○ <u>市は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊急性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</u></p>

<p>1-2-35</p> <p>1-2-36</p>	<p>第<u>2</u> 河川改修事業 [略]</p> <p>第<u>3</u> 砂防事業 [略]</p> <p>第<u>4</u> 治山事業 [略]</p> <p>第<u>5</u> 施設の管理 [略]</p> <p>第<u>6</u> 水害予防対策 [略]</p> <p>第<u>7</u> 必要な資機材の確保 [略]</p> <p>第<u>8</u> 浸水想定区域の公表及び周知 [略]</p> <p>第<u>9</u> 風害予防の普及啓発 [略]</p> <p>第<u>10</u> 関係者間の密接な連携体制の構築 [略]</p>	<p>第<u>3</u> 河川改修事業 [略]</p> <p>第<u>4</u> 砂防事業 [略]</p> <p>第<u>5</u> 治山事業 [略]</p> <p>第<u>6</u> 施設の管理 [略]</p> <p>第<u>7</u> 水害予防対策 [略]</p> <p>第<u>8</u> 必要な資機材の確保 [略]</p> <p>第<u>9</u> 浸水想定区域の公表及び周知 [略]</p> <p>第<u>10</u> 風害予防の普及啓発 [略]</p> <p>第<u>11</u> 関係者間の密接な連携体制の構築 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																				
<p>1-2-39</p> <p>1-2-41</p> <p>1-2-42</p>	<p style="text-align: center;">第18節 土砂災害予防計画</p> <p>第1～第5 [略]</p> <p>第6 土砂災害緊急情報の発表</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 利用にあたっての留意点</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討すること。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1" data-bbox="272 913 852 1361"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>非常に危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>[略]</td> <td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ [略]</p> <p>第7・第8 [略]</p>	危険度	表示	状況	[略]	[略]	[略]	非常に危険 【警戒レベル4相当】	[略]	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)	[略]	<p style="text-align: center;">第18節 土砂災害予防計画</p> <p>第1～第5 [略]</p> <p>第6 土砂災害緊急情報の発表</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 利用にあたっての留意点</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大や緊急安全確保の発令の更なる措置を検討すること。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1" data-bbox="884 913 1463 1361"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>非常に危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>[略]</td> <td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ [略]</p> <p>第7・第8 [略]</p>	危険度	表示	状況	[略]	[略]	[略]	非常に危険 【警戒レベル4相当】	[略]	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)	[略]																
危険度	表示	状況																																				
[略]	[略]	[略]																																				
非常に危険 【警戒レベル4相当】	[略]	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)																																				
[略]	[略]	[略]																																				
[略]	[略]	[略]																																				
[略]	[略]	[略]																																				
危険度	表示	状況																																				
[略]	[略]	[略]																																				
非常に危険 【警戒レベル4相当】	[略]	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)																																				
[略]	[略]	[略]																																				
[略]	[略]	[略]																																				
[略]	[略]	[略]																																				
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の修正</p>																																					

頁	現 計 画	修 正 案																																
1-3-15	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 警報の種類と発表基準 [略]</p> <p>備考1～3 [略]</p>	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 警報の種類と発表基準 [略]</p> <p>備考1～3 [略]</p>																																
1-3-21	<p>オ 特別警報の種類と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="272 656 852 1868"> <thead> <tr> <th data-bbox="272 656 336 701">種類</th> <th data-bbox="336 656 852 701">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="272 701 336 745">[略]</td> <td data-bbox="336 701 852 745">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 745 336 790">[略]</td> <td data-bbox="336 745 852 790">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 790 336 1682">大雨特別警報</td> <td data-bbox="336 790 852 1682"> <p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1682 336 1727">[略]</td> <td data-bbox="336 1682 852 1727">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1727 336 1771">[略]</td> <td data-bbox="336 1727 852 1771">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1771 336 1816">[略]</td> <td data-bbox="336 1771 852 1816">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1816 336 1861">[略]</td> <td data-bbox="336 1816 852 1861">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ～ク [略]</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	種類	発表基準	[略]	[略]	[略]	[略]	大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>	[略]	<p>オ 特別警報の種類と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="884 656 1463 1868"> <thead> <tr> <th data-bbox="884 656 948 701">種類</th> <th data-bbox="948 656 1463 701">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="884 701 948 745">[略]</td> <td data-bbox="948 701 1463 745">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 745 948 790">[略]</td> <td data-bbox="948 745 1463 790">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 790 948 1682">大雨特別警報</td> <td data-bbox="948 790 1463 1682"> <p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>災害が<u>すでに発生している</u>又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1682 948 1727">[略]</td> <td data-bbox="948 1682 1463 1727">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1727 948 1771">[略]</td> <td data-bbox="948 1727 1463 1771">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1771 948 1816">[略]</td> <td data-bbox="948 1771 1463 1816">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1816 948 1861">[略]</td> <td data-bbox="948 1816 1463 1861">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ～ク [略]</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	種類	発表基準	[略]	[略]	[略]	[略]	大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>災害が<u>すでに発生している</u>又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>	[略]														
種類	発表基準																																	
[略]	[略]																																	
[略]	[略]																																	
大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>																																	
[略]	[略]																																	
[略]	[略]																																	
[略]	[略]																																	
[略]	[略]																																	
種類	発表基準																																	
[略]	[略]																																	
[略]	[略]																																	
大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>災害が<u>すでに発生している</u>又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>																																	
[略]	[略]																																	
[略]	[略]																																	
[略]	[略]																																	
[略]	[略]																																	
修正理由	○ 所要の修正																																	

頁	現 計 画	修 正 案																																														
1-3-44	<p style="text-align: center;">第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="272 344 852 1128"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市長等が実施した<u>高齢者等避難、避難指示</u> 4～15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市長等が実施した<u>高齢者等避難、避難指示</u> 4～14 [略]</td> </tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table> <p>(市本部の担当) [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 広報活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市民等に対する広報</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 広報の優先順位</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="272 1547 852 1682"> <tbody> <tr><td>①・② [略]</td></tr> <tr><td>③ <u>高齢者等避難、避難指示</u>の発令状況</td></tr> <tr><td>④～⑫ [略]</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	実施機関	広報広聴活動の内容	市本部長	1・2 [略] 3 市長等が実施した <u>高齢者等避難、避難指示</u> 4～15 [略]	県本部長	1・2 [略] 3 市長等が実施した <u>高齢者等避難、避難指示</u> 4～14 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	①・② [略]	③ <u>高齢者等避難、避難指示</u> の発令状況	④～⑫ [略]	<p style="text-align: center;">第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="884 344 1463 1128"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市長等が実施した避難指示<u>等</u> 4～15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市長等が実施した避難指示<u>等</u> 4～14 [略]</td> </tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table> <p>(市本部の担当) [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 広報活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市民等に対する広報</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 広報の優先順位</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="884 1547 1463 1682"> <tbody> <tr><td>①・② [略]</td></tr> <tr><td>③ 避難指示<u>等</u>の発令状況</td></tr> <tr><td>④～⑫ [略]</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	実施機関	広報広聴活動の内容	市本部長	1・2 [略] 3 市長等が実施した避難指示 <u>等</u> 4～15 [略]	県本部長	1・2 [略] 3 市長等が実施した避難指示 <u>等</u> 4～14 [略]	①・② [略]	③ 避難指示 <u>等</u> の発令状況	④～⑫ [略]														
実施機関	広報広聴活動の内容																																															
市本部長	1・2 [略] 3 市長等が実施した <u>高齢者等避難、避難指示</u> 4～15 [略]																																															
県本部長	1・2 [略] 3 市長等が実施した <u>高齢者等避難、避難指示</u> 4～14 [略]																																															
[略]	[略]																																															
[略]	[略]																																															
[略]	[略]																																															
[略]	[略]																																															
[略]	[略]																																															
[略]	[略]																																															
[略]	[略]																																															
①・② [略]																																																
③ <u>高齢者等避難、避難指示</u> の発令状況																																																
④～⑫ [略]																																																
実施機関	広報広聴活動の内容																																															
市本部長	1・2 [略] 3 市長等が実施した避難指示 <u>等</u> 4～15 [略]																																															
県本部長	1・2 [略] 3 市長等が実施した避難指示 <u>等</u> 4～14 [略]																																															
[略]	[略]																																															
[略]	[略]																																															
[略]	[略]																																															
[略]	[略]																																															
[略]	[略]																																															
[略]	[略]																																															
[略]	[略]																																															
①・② [略]																																																
③ 避難指示 <u>等</u> の発令状況																																																
④～⑫ [略]																																																
1-3-46	<p>(市本部の担当) [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 広報活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市民等に対する広報</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 広報の優先順位</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="272 1547 852 1682"> <tbody> <tr><td>①・② [略]</td></tr> <tr><td>③ <u>高齢者等避難、避難指示</u>の発令状況</td></tr> <tr><td>④～⑫ [略]</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	①・② [略]	③ <u>高齢者等避難、避難指示</u> の発令状況	④～⑫ [略]	<p>(市本部の担当) [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 広報活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市民等に対する広報</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 広報の優先順位</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="884 1547 1463 1682"> <tbody> <tr><td>①・② [略]</td></tr> <tr><td>③ 避難指示<u>等</u>の発令状況</td></tr> <tr><td>④～⑫ [略]</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	①・② [略]	③ 避難指示 <u>等</u> の発令状況	④～⑫ [略]																																								
①・② [略]																																																
③ <u>高齢者等避難、避難指示</u> の発令状況																																																
④～⑫ [略]																																																
①・② [略]																																																
③ 避難指示 <u>等</u> の発令状況																																																
④～⑫ [略]																																																
修正理由	○ 所要の修正																																															

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-59	<p>第7節 消防活動計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 消防機関の長の措置</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>第7節 消防活動計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 消防機関の長の措置</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
1-3-61	<p>(4) 避難対策活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機関の長は、あらかじめ、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の伝達、避難誘導、避難場所、避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。 ○ <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。 ○ <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。 <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(4) 避難対策活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機関の長は、あらかじめ、<u>避難指示等</u>の伝達、避難誘導、避難場所、避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。 ○ <u>避難指示等</u>の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。 ○ <u>避難指示等</u>の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。 <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-75	<p>第11節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p>	<p>第11節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p>
1-3-76	<p>2 防災ボランティアの受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] <p>3 [略]</p>	<p>2 防災ボランティアの受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] <p><u>○ 県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>3 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																				
1-3-83	<p style="text-align: center;">第14節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示及び屋内安全確保の指示のほか、<u>避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、高齢者等避難（以下本節中「避難指示等」という。）</u>を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難指示等</p> <table border="1" data-bbox="272 763 852 1330"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td>地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 (水防法第29条、災害対策基本法第60条)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>釜石海上保安部</td> <td>必要と認める地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 (災害対策基本法第61条)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(市本部の担当) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1) 避難指示等の実施及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] 	実施期間	担当業務	市本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 (水防法第29条、災害対策基本法第60条)	[略]	[略]	釜石海上保安部	必要と認める地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 (災害対策基本法第61条)	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第14節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示<u>等</u>を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難指示等</p> <table border="1" data-bbox="884 763 1463 1330"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td><u>必要と認める地域の必要と認める住民</u>、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 (水防法第29条、災害対策基本法第60条)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>釜石海上保安部</td> <td>必要と認める地域の<u>必要と認める</u>住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 (災害対策基本法第61条)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(市本部の担当) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1) 避難指示等の実施及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] 	実施期間	担当業務	市本部長	<u>必要と認める地域の必要と認める住民</u> 、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 (水防法第29条、災害対策基本法第60条)	[略]	[略]	釜石海上保安部	必要と認める地域の <u>必要と認める</u> 住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 (災害対策基本法第61条)	[略]	[略]
実施期間	担当業務																					
市本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 (水防法第29条、災害対策基本法第60条)																					
[略]	[略]																					
釜石海上保安部	必要と認める地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 (災害対策基本法第61条)																					
[略]	[略]																					
実施期間	担当業務																					
市本部長	<u>必要と認める地域の必要と認める住民</u> 、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 (水防法第29条、災害対策基本法第60条)																					
[略]	[略]																					
釜石海上保安部	必要と認める地域の <u>必要と認める</u> 住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 (災害対策基本法第61条)																					
[略]	[略]																					
1-3-85	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対する<u>避難準備及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。</u> ○ 市本部長は、避難時の周囲の状況等に 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、<u>必要に応じて、普段の行動を見合わせる事</u>及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。 ○ 市本部長は、避難時の周囲の状況等に 																				

1-3-91	<p>より避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、<u>近隣のより安全な建物への移動又は屋内安全確保</u>を指示することができる。</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) ~ (9) [略]</p> <p>2 ~ 4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>6・7 [略]</p>	<p>より避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う<u>おそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める</u>居住者等に対し、<u>高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保</u>を指示することができる。</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) ~ (9) [略]</p> <p>2 ~ 4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者の相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>8 広域避難</p> <p>(1) 県内広域避難</p> <p>○ <u>災害の予想規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。</u></p> <p>○ <u>協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長</u></p>
--------	--	---

に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

○ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

○ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

○ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

○ 県本部長は、市本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

(法令に基づく報告又は通知義務)

<u>報告又は通知義務者</u>	<u>報告又は通知の時期</u>	<u>報告又は通知先</u>	<u>根拠法令</u>
<u>協議元市町村本部長</u>	<u>県内広域避難の協議をしようとするとき</u>	<u>県本部長</u>	<u>災害対策基本法第61条の4第2項</u>
	<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	<u>1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長</u>	<u>災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項</u>

		<p><u>県内広域避難の必要がなくなったと認めるとき</u></p>	<p>1 <u>協議先市町村長</u></p> <p>2 <u>協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u></p> <p>3 <u>公示</u></p> <p>4 <u>県本部長</u></p>	<p>災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項</p>
	<p><u>協議先市町村長</u></p>	<p><u>受入施設を決定したとき</u></p>	<p>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</p> <p><u>協議元市町村本部長</u></p>	<p>災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項</p> <p>災害対策基本法第61条の4第5項</p>
		<p><u>県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</u></p>	<p>受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</p>	<p>災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項</p>

(2) 県外広域避難

- 県外広域避難の必要があると認める市町村本部長（以下本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下本節中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づき報告又は通知を行う。
- 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

(法令に基づく報告又は通知義務)

<u>報告又は通知義務者</u>	<u>報告又は通知の時期</u>	<u>報告又は通知先</u>	<u>根拠法令</u>
<u>県本部長</u>	<u>県外広域避難の協議をしようとするとき</u>	<u>内閣総理大臣</u>	<u>災害対策基本法第61条の5第3項</u>
	<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	<u>1 協議元市町村本部長</u> <u>2 内閣総理大臣</u>	<u>災害対策基本法第61条の5第9項</u>
	<u>県内広域避難の必要がなく</u>	<u>1 協議先都道府県知事</u> <u>2 内閣総理大臣</u>	<u>災害対策基本法第61条の5第12項</u>

		<u>なった旨の報告を受けたとき</u>		
	<u>協議元市町村本部長</u>	<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	<u>1 公示</u> <u>2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</u>
		<u>県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき</u>	<u>1 県本部長</u> <u>2 公示</u> <u>3 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</u>

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

- 県本部長は、他の都道府県知事（以下本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- 県本部長の協議を受けた市町村長（以下本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

(法令に基づく報告又は通知義務)

<u>報告又は通知義務者</u>	<u>報告又は通知の時期</u>	<u>報告又は通知先</u>	<u>根拠法令</u>
県本部長	<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	<u>協議元都道府県知事</u>	<u>災害対策基本法第61条の5第8項</u>
	<u>他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</u>	<u>協議先市町村長</u>	<u>災害対策基本法第61条の5第13項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</u>
協議先市町村長	<u>受入施設を決定したとき</u>	<u>受入施設を管理する者及び市長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第61条の5第6項</u>
		県本部長	災害対策

	<p>1-3-92 8 広域一時滞在</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 他都道府県広域一時滞在</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(法令に基づく報告又は通知義務)</p> <p>[略]</p> <p>(4) <u>広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制</u></p> <p>○ <u>県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた市長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</u></p> <p>1-3-95 9 住民等に対する情報等の提供体制</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>居住地以外の市町村に避難する被災者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</u></p>	<table border="1" data-bbox="880 76 1468 676"> <tr> <td data-bbox="880 76 1002 2033"></td> <td data-bbox="1002 76 1145 2033"></td> <td data-bbox="1145 76 1321 2033"></td> <td data-bbox="1321 76 1468 2033"> <p><u>基本法第61条の5第7項</u></p> <p><u>他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</u></p> <p><u>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u></p> <p><u>災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</u></p> </td> </tr> </table> <p>9 広域一時滞在</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 他都道府県<u>からの</u>広域一時滞在<u>受入れ</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(法令に基づく報告又は通知義務)</p> <p>[略]</p> <p>10 住民等に対する情報等の提供体制</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>広域避難等をした者</u>に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p>				<p><u>基本法第61条の5第7項</u></p> <p><u>他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</u></p> <p><u>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u></p> <p><u>災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</u></p>
			<p><u>基本法第61条の5第7項</u></p> <p><u>他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</u></p> <p><u>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u></p> <p><u>災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項</u></p>			
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>					

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-114	<p>第18節 応急仮設住宅の供与等及び応急修理計画</p> <p>第1 基本方針 1～4 [略]</p> <p>第2・第3 [略]</p>	<p>第18節 応急仮設住宅の供与等及び応急修理計画</p> <p>第1 基本方針 1～4 [略]</p> <p><u>5 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。</u></p> <p>第2・第3 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-151	<p>第25節 公共土木施設等応急対策計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領 1 [略]</p>	<p>第25節 公共土木施設等応急対策計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領 1 [略]</p>
1-3-152	<p>2 道路施設 ○ [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>2 道路施設 ○ [略]</p> <p><u>○ 県は、市が管理する県道又は市道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、当該市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>3・4 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-4-4	<p style="text-align: center;">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1～4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1～4 [略]</p>
1-4-6	<p>5 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県が実施主体となり、市が申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された<u>(公財)都道府県会館</u>に委託し実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村</p> <p>③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）</p> <p>⑤ ①から③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満に限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村</p> <p>○ [略]</p> <p>① 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯</p>	<p>5 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県が実施主体となり、市が申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された<u>公益財団法人都道府県センター</u>に委託し実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、<u>支援法</u>の対象となる<u>自然</u>災害の程度は次のとおりである。</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の<u>いずれか</u>に該当する被害が発生した市町村<u>における自然災害</u></p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村</p> <p>③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県<u>区域内</u>で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）<u>における自然災害</u></p> <p>⑤ <u>5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、</u>①から③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）<u>における自然災害</u></p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、<u>5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）</u></p> <p>○ [略]</p> <p>① <u>居住する</u>住宅が「全壊」した世帯</p> <p>② <u>居住する</u>住宅が半壊し、又は<u>その居住する</u>住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期</p>

1-4-7	<p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</p> <p>○ 支援金の支給</p> <p>《複数世帯の場合》 (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅の 再建方法</th> <th>基礎支 援金</th> <th>加算支 援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊世 帯等</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略] ○ [略] 6～9 [略] 第3～第6 [略]</p>	区分	住宅の 再建方法	基礎支 援金	加算支 援金	合計	全壊世 帯等	[略]	<p><u>にわたり継続することが見込まれる世帯 (長期避難世帯)</u></p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ<u>当該住宅に</u>居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)</p> <p>⑤ <u>②から④までの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯 (中規模半壊世帯)</u></p> <p>○ 支援金の支給</p> <p>《複数世帯の場合》 (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅の 再建方法</th> <th>基礎支 援金</th> <th>加算支 援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊世 帯</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>解体世 帯</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>長期避 難世帯</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>中規模 半壊世 帯</u></td> <td><u>建設・ 購入</u></td> <td>二</td> <td><u>100</u></td> <td><u>100</u></td> </tr> <tr> <td><u>補修</u></td> <td>二</td> <td><u>50</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td><u>賃借</u></td> <td>二</td> <td><u>25</u></td> <td><u>25</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略] ○ [略] 6～9 [略] 第3～第6 [略]</p>	区分	住宅の 再建方法	基礎支 援金	加算支 援金	合計	全壊世 帯	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>解体世 帯</u>	[略]	[略]	[略]	<u>長期避 難世帯</u>	[略]	<u>中規模 半壊世 帯</u>	<u>建設・ 購入</u>	二	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>補修</u>	二	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>賃借</u>	二	<u>25</u>	<u>25</u>																																							
	区分	住宅の 再建方法	基礎支 援金	加算支 援金	合計																																																																								
全壊世 帯等	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
区分	住宅の 再建方法	基礎支 援金	加算支 援金	合計																																																																									
全壊世 帯	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
	<u>解体世 帯</u>	[略]	[略]	[略]																																																																									
	<u>長期避 難世帯</u>	[略]	[略]	[略]																																																																									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
<u>中規模 半壊世 帯</u>	<u>建設・ 購入</u>	二	<u>100</u>	<u>100</u>																																																																									
	<u>補修</u>	二	<u>50</u>	<u>50</u>																																																																									
	<u>賃借</u>	二	<u>25</u>	<u>25</u>																																																																									
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																																																																												

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-8	<p style="text-align: center;">第6節 地震、津波の想定</p> <p>第1 地震、津波の想定の基本となる考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地地震（※）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した避難指示の発令体制などの避難に関する対策も検討する。 <p>※ [略] ※ [略]</p> <p>第2・第3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第6節 地震、津波の想定</p> <p>第1 地震、津波の想定の基本となる考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地地震（※）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した高齢者等避難及び避難指示（以下本編中「避難指示等」という。）の発令体制などの避難に関する対策も検討する。 <p>※ [略] ※ [略]</p> <p>第2・第3 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-6	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1～3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1～3 [略]</p>
2-2-7	<p>4 広域一時滞在 [略]</p> <p>第3～第8 [略]</p>	<p>4 広域避難及び広域一時滞在 [略]</p> <p>第3～第8 [略]</p>
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-37	<p style="text-align: center;">第14節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 震災発生時において、住民等の生命、身体 の安全を確保するため、迅速かつ的確に 避難指示及び屋内安全確保の指示（以下本 節中「<u>避難指示等</u>という。）を行うととも に、避難支援従事者の安全を確保しなが ら、避難誘導を行う。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 広域一時滞在 【本編・第3章・第14節・第3・<u>8</u>参照】</p> <p>9 住民等に対する情報等の提供体制 【本編・第3章・第14節・第3・<u>9</u>参照】</p>	<p style="text-align: center;">第14節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 震災発生時において、住民等の生命、身 体の安全を確保するため、迅速かつ的確に 避難指示等を行うとともに、避難支援従事 者の安全を確保しながら、避難誘導を行 う。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 広域避難 【本編・第3章・第14節・第3・<u>8</u>参照】</p> <p>9 広域一時滞在 【本編・第3章・第14節・第3・<u>9</u>参照】</p> <p>10 住民等に対する情報等の提供体制 【本編・第3章・第14節・第3・<u>10</u>参照】</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-6	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 広域一時滞在 [略]</p> <p>第3～第6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 広域避難及び広域一時滞在 [略]</p> <p>第3～第6 [略]</p>
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																								
<p>3-3-7</p> <p>3-3-8</p>	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 広報広聴</p> <p>1 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="272 389 852 1160"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市長が実施した高齢者等避難、避難指示 4～15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市長が実施した高齢者等避難、避難指示 4～14 [略]</td> </tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table> <p>(市本部の担当) [略]</p> <p>2 [略]</p>	実施機関	広報広聴活動の内容	市本部長	1・2 [略] 3 市長が実施した高齢者等避難、避難指示 4～15 [略]	県本部長	1・2 [略] 3 市長が実施した高齢者等避難、避難指示 4～14 [略]	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 広報広聴</p> <p>1 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="884 389 1463 1160"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市長が実施した避難指示、 <u>緊急安全確保措置</u> 4～15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1・2 [略] 3 市長が実施した避難指示、 <u>緊急安全確保措置</u> 4～14 [略]</td> </tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table> <p>(市本部の担当) [略]</p> <p>2 [略]</p>	実施機関	広報広聴活動の内容	市本部長	1・2 [略] 3 市長が実施した避難指示、 <u>緊急安全確保措置</u> 4～15 [略]	県本部長	1・2 [略] 3 市長が実施した避難指示、 <u>緊急安全確保措置</u> 4～14 [略]	[略]																											
実施機関	広報広聴活動の内容																																									
市本部長	1・2 [略] 3 市長が実施した高齢者等避難、避難指示 4～15 [略]																																									
県本部長	1・2 [略] 3 市長が実施した高齢者等避難、避難指示 4～14 [略]																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
実施機関	広報広聴活動の内容																																									
市本部長	1・2 [略] 3 市長が実施した避難指示、 <u>緊急安全確保措置</u> 4～15 [略]																																									
県本部長	1・2 [略] 3 市長が実施した避難指示、 <u>緊急安全確保措置</u> 4～14 [略]																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の修正</p>																																									

頁	現 計 画	修 正 案																															
3-3-12	<p align="center">第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p> 1 避難指示等</p> <table border="1" data-bbox="272 389 852 1375"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td> <p>地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替え））</p> </td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td> <p>1 [略]</p> <p>2 必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用）、警察官職務執行法第4条）</p> </td> </tr> <tr> <td>釜石海上保安部</td> <td> <p>必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用））</p> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>（市本部の担当）</p> <p>[略]</p> <p> 2～4 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p> 1 [略]</p> <p> 2 避難のための立退き又は屋内への退避の指示等</p> <p> (1) [略]</p> <p> (2) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容</p> <p> ○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="272 1868 852 2123"> <tbody> <tr> <td>ア・イ [略]</td> </tr> <tr> <td>ウ 避難指示の別</td> </tr> <tr> <td>エ 避難指示の日時</td> </tr> <tr> <td>オ 避難指示の理由</td> </tr> <tr> <td>カ 避難指示の対象地域</td> </tr> <tr> <td>キ 避難のための立退き先又は退避先</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市本部長	<p>地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替え））</p>	県本部長	<p>1 [略]</p> <p>2 必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用）、警察官職務執行法第4条）</p>	釜石海上保安部	<p>必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用））</p>	[略]	[略]	ア・イ [略]	ウ 避難指示の別	エ 避難指示の日時	オ 避難指示の理由	カ 避難指示の対象地域	キ 避難のための立退き先又は退避先	<p align="center">第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p> 1 避難指示等</p> <table border="1" data-bbox="884 389 1463 1375"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td> <p><u>必要と認める地域の必要と認める住民</u>、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替え））</p> </td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td> <p>1 [略]</p> <p>2 必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用）、警察官職務執行法第4条）</p> </td> </tr> <tr> <td>釜石海上保安部</td> <td> <p>必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用））</p> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>（市本部の担当）</p> <p>[略]</p> <p> 2～4 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p> 1 [略]</p> <p> 2 避難のための立退き又は屋内への退避の指示等</p> <p> (1) [略]</p> <p> (2) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容</p> <p> ○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="884 1868 1463 2123"> <tbody> <tr> <td>ア・イ [略]</td> </tr> <tr> <td><u>ウ</u> 避難指示の日時</td> </tr> <tr> <td><u>エ</u> 避難指示の理由</td> </tr> <tr> <td><u>オ</u> 避難指示の対象地域</td> </tr> <tr> <td><u>カ</u> 避難のための立退き先又は退避先</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市本部長	<p><u>必要と認める地域の必要と認める住民</u>、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替え））</p>	県本部長	<p>1 [略]</p> <p>2 必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用）、警察官職務執行法第4条）</p>	釜石海上保安部	<p>必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用））</p>	[略]	[略]	ア・イ [略]	<u>ウ</u> 避難指示の日時	<u>エ</u> 避難指示の理由	<u>オ</u> 避難指示の対象地域	<u>カ</u> 避難のための立退き先又は退避先
実施機関	担当業務																																
市本部長	<p>地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替え））</p>																																
県本部長	<p>1 [略]</p> <p>2 必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用）、警察官職務執行法第4条）</p>																																
釜石海上保安部	<p>必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用））</p>																																
[略]	[略]																																
ア・イ [略]																																	
ウ 避難指示の別																																	
エ 避難指示の日時																																	
オ 避難指示の理由																																	
カ 避難指示の対象地域																																	
キ 避難のための立退き先又は退避先																																	
実施機関	担当業務																																
市本部長	<p><u>必要と認める地域の必要と認める住民</u>、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替え））</p>																																
県本部長	<p>1 [略]</p> <p>2 必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用）、警察官職務執行法第4条）</p>																																
釜石海上保安部	<p>必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>（災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用））</p>																																
[略]	[略]																																
ア・イ [略]																																	
<u>ウ</u> 避難指示の日時																																	
<u>エ</u> 避難指示の理由																																	
<u>オ</u> 避難指示の対象地域																																	
<u>カ</u> 避難のための立退き先又は退避先																																	
3-3-13																																	

3-3-14	<p>ク 避難のための立退き又は退避する場合の経路</p> <p>ケ その他必要な事項</p> <p>(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>○ [略]</p> <p>(報告又は通知事項)</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 避難指示の別</p> <p>④ 避難指示の理由</p> <p>⑤ 避難指示の発令時刻</p> <p>⑥ 避難指示の対象地域</p> <p>⑦ 避難のための立退き先又は退避先</p> <p>⑧ 避難のための立退者数又は退避者数</p> <p>(法令に基づく報告又は通知義務)</p> <p>[略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>第4 [略]</p>	<p>キ 避難のための立退き又は退避する場合の経路</p> <p>ク その他必要な事項</p> <p>(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>○ [略]</p> <p>(報告又は通知事項)</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 避難指示の理由</p> <p>④ 避難指示の発令時刻</p> <p>⑤ 避難指示の対象地域</p> <p>⑥ 避難のための立退き先又は退避先</p> <p>⑦ 避難のための立退者数又は退避者数</p> <p>(法令に基づく報告又は通知義務)</p> <p>[略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>第4 [略]</p>
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正	

原子力災害対策編 第4章 災害復旧計画

頁	現 計 画	修 正 案
3-4-3	<p style="text-align: center;">第3節 健康確保等計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市及び県は、相互に連携し、健康に不安等を感じる市民等（広域一時滞在により市内に滞在する市外からの避難者を含む。以下本節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、市民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。</p> <p>2 [略]</p> <p>第2～第4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 健康確保等計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市及び県は、相互に連携し、健康に不安等を感じる市民等（<u>広域避難又は</u>広域一時滞在により市内に滞在する市外からの避難者を含む。以下本節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、市民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。</p> <p>2 [略]</p> <p>第2～第4 [略]</p>
修正理由	○ 法令等の改正に伴う修正	